



セーブ・ザ・チルドレンは、赤ちゃんをむかえる準備がむずかしい人に、生まれたらすぐに必要になる物を届けます。

●なにが とどきますか

おむつ、おしりふき、せっけん、赤ちゃんの服、赤ちゃんのおもちゃ、体温計、洗剤など

●いつまでに どうやって もうしこみますか

下のフォームから 10月30日(金)お昼12時までに もうしこんでください。

<https://43bc8518.form.kintoneapp.com/public/26scj3apppbcaut>

●いつとどきますか

11月のおわりごろから、12月のはじめごろに 届きます。

●誰が もうしこめますか

日本に住んでいて、つぎの(1)～(3)がすべてあてはまる人です。

(1) 2026年10月30日に、妊娠22週～産後1か月くらい

(2) A～F のどれかにあてはまる

A: 妊娠したときに本人が 20才未満 か 妊娠したときに本人が学生

B: 妊娠中の子どもをふくめ、子どもが 3人以上いる

C: 結婚していない(未婚)か ひとり親

D: 本人に 知的障害や精神疾患がある (障害者手帳はなくてもだいじょうぶです。)

E: 難民の申請をしている・仮放免になっているなど 在留資格がなかったり、かわったりするかもしれない、公的制度を使えない

F: その他(※F だけにあてはまる人は、対象にならないことがあります。)

(3) 収入が下の金額より低い

<収入のめやす> ※妊娠中の子どもは 家族の人数に ふくめません

家族の人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
1年間の収入	204.4万円 より少ない	224.4万円 より少ない	244.3万円 より少ない	298.6万円 より少ない	352.9万円 より少ない	401.3万円 より少ない
1か月の収入	17万円 くらい	18.7万円 くらい	20.4万円 くらい	24.9万円 くらい	29.4万円 くらい	33.4万円 くらい

●どんな書類が必要ですか

応募するためには、以下の書類を写真で撮るか、スキャンして送ってください。

◆20歳未満・学生の人

- 母子手帳の表紙(自治体の名前、あなたの名前、いつ交付されたかの年月日が書いてあるページ)
- パートナーがいる人……パートナーの収入がわかる書類 (<収入がわかる書類の例>を見てください)
- 20才未満の人……本人の年齢がわかる書類(例:マイナンバーカードの表面、運転免許証、学生証など)
- 学生の人……学生証(学校名は 消しても大丈夫です。)
- 26才以上の学生の人……本人の収入がわかる書類(<収入がわかる書類の例>を見てください)

◆それ以外の人

- 母子手帳の表紙(自治体の名前、あなたの名前、いつ交付されたかの年月日が書いてあるページ)
※「B:妊娠中の子どもをふくめ、子どもが3人以上いる」人は、何人目の子どもか わかるように 母子手帳の表紙に書いてください。
- 本人の収入がわかる書類 (<収入がわかる書類の例>を見てください)
- パートナーがいる人……パートナーの収入がわかる書類 (<収入がわかる書類の例>を見てください)
※難民の申請をしている人は難民申請書類、仮放免になっている人は仮放免許可書を送ってください

<収入がわかる書類の例>

令和7年分源泉徴収票、令和8年度(非)課税証明書、児童扶養手当証書、令和7年分確定申告書控え、生活保護受給者証、令和8年度住民税決定通知書。どれも無い時は連絡してください。

※児童扶養手当を利用している人は、児童扶養手当証書もかならず提出してください。

児童扶養手当が一部支給の方は、その他の収入を証明する書類もいっしょに提出してください。

※障害年金・遺族年金を受給している人は、年金額改定通知書・年金振込通知書・年金証書のどれかを送ってください。働いている人は、そのほかの収入を証明する書類が必要です。

※応募するときに働いていない人は、次のような書類を提出してください。

仕事を辞めた時の源泉徴収票、離職票2。1年以上無職の時は(非)課税証明書、住民税決定通知書、など。

どの書類^{しよるい}を提出^{ていしゅつ}するかわからないときは、こちらに連絡^{れんらく}してください。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部^{こくないじぎょうぶ} ハロー!ベビーボックス担当^{たんとう}

TEL:03-6859-0398 (電話対応時間:平日9時~17時) FAX:03-6859-0069

問い合わせフォーム:<https://43bc8518.form.kintoneapp.com/public/26scj3inqaut>

Email: japan.hello-baby@savechildren.or.jp

【個人情報^{こじんじょうほう}の保護^{ほご}について】

みなさんに書いてもらう住所^かや名前^{じゅうしょ}などの個人情報^{なまえ}は、ボックスを送^{こじんじょうほう}ったり、アンケートを送^{おく}ったり、役に立つ情報^{やく}を送^たたり、役^{じょうほう}に立つ情報^{おく}を送^{おく}たりするために使^{つか}います。ボックスを送^{おく}ったり、データ^おをまとめたりするために、個人情報^{こじんじょうほう}を他の会社^{ほか}にわたすことがあります、他の会社^{ほか}も、みなさんの個人情報^{こじんじょうほう}を守^{まも}ってもらい、作業^{さぎょう}が終わ^おったらデータ^けも消^けしてもらいます。みなさんの許可^{きょか}なく、それ以外^{いがい}の人^{ひと}や会社^{かいしゃ}に個人情報^{こじんじょうほう}をわたすことはありません。みなさんに書^かいてもらう内容^{ないよう}はだれが書^かいたかわからないようにして、活動^{かつどう}の報告^{ほうこく}や寄付^{きふ}をおねがいする活動^{かつどう}、政府^{せいふ}への提言^{ていげん}に使うことがあります。セーブ・ザ・チルドレンのプライバシーポリシーは[こちら](#)。